



白岡市

パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



白 岡 市

目次

1 白岡市パートナーシップ宣誓制度とは	2
2 宣誓をすることができる方	2
3 宣誓に必要な書類	3
4 手続きの流れ 「窓口」又は「郵送」で届出できます。	7
(1)宣誓要件の確認・必要書類の準備	7
(2)宣誓日の予約	7
(3)予約時にお伝えいただきたい内容	7
(4)「窓口」で宣誓手続きをする場合	8
(5)「郵送」で宣誓手続きをする場合	8
(6)白岡市へ転入予定の場合	9
(7)通称の使用を希望される場合	9
(8)証明書等の交付(お渡し)方法について	10
(9)パートナーシップ制度自治体間連携協定を締結している自治体に転入・転出する場合	10
5 パートナーシップ宣誓証明書類	11
6 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付	12
7 宣誓事項の変更手続き	12
8 パートナーシップ宣誓証明書の返還	12
9 その他 相談窓口等	13
(1) セクシュアリティ専門相談	13
(2) 性自認を限定しない相談	14
(3) こころの相談	14
(4) 子ども・学生・青少年の相談	15
(5) 職場環境・労働等の相談	15
(6) 人権擁護委員による人権相談	16
10 Q&A	17
11 届出様式	20

1 白岡市パートナーシップ宣誓制度とは

白岡市では、性別に関わりなく一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指しています。

白岡市パートナーシップ宣誓制度は、双方または一方が性的少数者であり、「相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約し、互いを人生のパートナーとすること約する2人である」と市に宣誓をし、市がその受理について証明する制度です。

この制度は、現行の法制度の影響を受けるものではないため、婚姻制度と同等の権利や義務などの法的効力は生じません。性的少数者の方々の困難や生きづらさの軽減や、自分らしく活躍することができる、ひとつのきっかけになることを期待するものです。

2 宣誓をすることができる方

白岡市パートナーシップ宣誓制度を利用するには、次の全ての要件を全て満たしていることが必要です。

1	パートナーシップ（※1）関係にあること。
2	双方が成年に達していること。（満18歳以上の方）
3	住所について、次のいずれかに該当すること。 ● 双方が市内に住所を有している（※2）こと。 ● 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓の日から1か月以内に市内への転入を予定していること。 ● 双方が宣誓の日から1か月以内に市内への転入を予定していること。
4	双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は現に他のパートナーシップにある者がいないこと。
5	宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（養子縁組による近親者であって、養子縁組をする前は近親者でなかった場合を除く。）。 ● 直系血族…祖父母、父母、子、孫 等 ● 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、おじおば、甥姪 ● 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母、祖父母、おじおば 等

※1 「パートナーシップ」とは

双方又は一方が性的少数者であり、相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約し、互いを人生のパートナーとすること約する2人の関係をいいます。（白岡市パートナーシップの宣誓に関する要綱第2条第2号）

※2 「市内に住所を有している」とは

白岡市に居住し、かつ、住民登録を有していることをいいます。同居は問いません。

3 宣誓に必要な書類

パートナーシップ宣誓時及びパートナーシップ宣誓証明書等の交付時の必要書類については、次のとおりです。各書類の詳細については4頁「各書類の補足説明」をご覧ください。

	双方が白岡市に在住の場合	双方又は一方が白岡市に 転入予定の場合	パートナーシップ制度自治体間連携協定を 締結している市町村に転出・転入する場合
届出時	① パートナーシップ宣誓書 ② パートナーシップの宣誓に関する 確認書 ③ 住民票の写し又は住民票記載事項 証明書（各1通） 同一世帯の場合は、お二人分記載1通 ④ 戸籍抄本（各1通） 同一戸籍の場合は、お二人分記載1通 ⑤ 本人確認書類 （郵送の場合は写し） ⑥ 通称を使用していることが確認 できる書類 （通称を使用する方のみ）	① パートナーシップ宣誓書 ② パートナーシップの宣誓に関する 確認書 ③ 住民票の写し又は住民票記載事項 証明書 市内在住者のみ。転入予定者は不要。 ④ 戸籍抄本（各1通） 同一戸籍の場合は、お二人分記載1通 ⑤ 本人確認書類 （郵送の場合は写し） ⑥ 通称を使用していることが確認 できる書類 （通称を使用する方のみ） ⑦ 転入予定の確認書類 （転入予定者のみ）	【白岡市へ転入する場合】 ② パートナーシップの宣誓に関する 確認書 ⑤ 本人確認書類 （郵送の場合は写し） ⑥ 通称を使用していることが確認 できる書類 （通称を使用する方のみ） ○ これまで住んでいた自治体でパー トナーシップ宣誓をしていたことが 確認できる書類 【白岡市から転出する場合】 ⑧ パートナーシップ宣誓等継続届
交付時		① パートナーシップ宣誓受付票 ② 白岡市転入後の住民票（転入者の み）	

※ 上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

※ 各書類の詳細については、「各書類の補足説明」をご覧ください。

※ 郵送で届出をされる場合は、⑤⑥⑦はコピーをご提出ください。

【白岡市とパートナーシップ制度自治体間連携協定を締結している自治体】 令和7年2月5日 現在

- 埼玉県内の全63市町村

各書類の補足説明

① パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

② パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号）

①②は、白岡市役所地域振興課の窓口で配布しています。市ホームページからのダウンロードもできます。お二人それぞれが署名の上、提出してください。

なお、自ら署名できない場合は、ご本人立会いのもとで代筆も可能です。

③ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（白岡市在住の方）

「個人番号（マイナンバー）」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの（発行から3か月以内のもの）を一人1通ずつ提出してください。お二人が同一世帯の場合は、お二人分の情報が記載されたものを1通ご提出いただければ結構です。

※ ②（様式第2号）において市が住民基本台帳を閲覧することに同意をいただければ、ご本人に代わり市職員が確認を行いますので、添付を省略することができます。

※ 転入予定の方は、宣誓時の提出は不要です。9号をご確認ください。

④ 戸籍抄本

戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）を本籍地から取得し、一人1通ずつ提出してください。お二人が同じ戸籍の場合は、お二人分の情報が記載されたものを1通ご提出いただければ結構です。

外国籍の方は、在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳（翻訳者の氏名を記入すること）を添えて提出してください。（いずれも、発行から3か月以内のもの）

⑤ 本人確認書類

下表に記載されているいずれかを提示してください。本人確認書類がない方は、別途ご相談ください。郵送で届出をされる場合は、コピーをご提出ください。

本人確認の具体的な証明の例

「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
・運転免許証 ・個人番号カード（マイナンバーカード） （写真付き住民基本台帳カード） ・旅券（パスポート）	・写真の貼付のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証 ・共済組合員証

・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引士証 ・教習資格認定証 ・船員手帳 ・戦傷病者手帳 ・身体障害者手帳、療育手帳 ・在留カードまたは特別永住者証明書 など	・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・共済年金又は恩給の証書 ・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 ※学生証、法人が発行した身分証明書で顔写真付きのもの ※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち顔写真付きのもの(左記に掲げる書類を除く。) など 「※」のみが2枚以上あっても確認できませんので、ご注意ください。
--	---

出典：法務省ウェブサイト「戸籍の窓口での「本人確認」が法律上のルールになりました」
(令和4年2月1日現在)

⑥ 通称を使用していることが確認できる書類

白岡市パートナーシップ宣誓証明書、同証明カードに通称の使用を希望する場合は、次の表に記載の書類で確認を行います。郵送で届出をされる場合は、コピーをご提出ください。

通称を使用した場合、宣誓証明書や、証明カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

通称の確認時に必要な書類の例

1枚の提示で足りるもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
社員証、学生証等、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかとなるもの	通称名で届いた郵便物や公共料金の領収書等

※ 今回のパートナーシップの宣誓で初めて通称を使用する方で、確認書類をお持ちでない場合は不要です。

⑦ 転入予定の確認書類(白岡市に転入予定の方のみ)

転入予定の住所が確認できる書類(転出証明書、賃貸借契約書の写し等)を提示してください。郵送で届出をされる場合は、コピーをご提出ください。

宣誓後1か月以内に白岡市に転入し、9号のお手続きをお願いします。

⑧ パートナーシップ宣誓等継続届(様式第9号)

白岡市とパートナーシップ制度自治体間連携協定を締結している自治体に転出される場合に、ご提出ください。その場で写しをお渡ししますので、転出先の自治体での手続きにご利用ください。

① パートナーシップ宣誓受付票

宣誓書届出時、双方又は一方が転入予定のお二人にそれぞれ交付しますので、証明書等の受け取りまで大切に保管してください。

宣誓後1か月以内に白岡市に転入し、9番のお手続きをお願いします。その際、この受付票と引き換えに証明書類を交付します。

② 白岡市転入後の住民票（転入者のみ）

宣誓 1 か月以内に白岡市に転入し、①の「パートナーシップ宣誓受付票」と一緒に、9番の手順で提出してください。「個人番号(マイナンバー)」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したものを1人1通ずつご用意ください。お二人が同一世帯の場合は、お二人分の情報が記載されたものを1通ご用意いただければ結構です。

※ ②(様式第2号)において市が住民基本台帳を閲覧することに同意をいただければ、ご本人に代わり市職員が確認を行いますので、添付を省略することができます。



4 手続きの流れ 「窓口」又は「郵送」で届出できます。

(1) 宣誓要件の確認・必要書類の準備

- 宣誓をすることができる方（2点）をご確認ください。
- 宣誓に必要な書類（3点）をご確認ください。

白岡市とパートナーシップ制度自治体間連携協定を締結している自治体に、転入・転出される場合は、必要書類の提出が一部省略できます。

詳しくは、10点をご確認ください。

(2) 宣誓日の予約

- 以下の方法で宣誓手続きを行う日の予約をしてください。
- 郵送でお手続きをされる場合、ご予約は不要です。
- 宣誓予定日のおおむね1ヶ月から7日前まで予約が可能です。
- 窓口での宣誓受付は、平日8時30分～17時15分です。その他の日時をご希望の場合はご相談ください。日時は、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。
- 必要書類の取得に時間を要する場合（戸籍抄本の取り寄せ等）がありますので、余裕を持って予約をしてください。

ご予約・お問い合わせ先 白岡市役所 地域振興課 人権担当

電話 0480-92-1111 （内線 385）

代表につながりますので内線番号又は「人権担当」とお伝えください。
「パートナーシップ」とお伝えいただいても結構です。

メール jinken@city.shiraoka.lg.jp

※市ホームページ専用フォームから送信できます。

https://www.city.shiraoka.lg.jp/cgi-bin/inquiry.php/126?page_no=4538



- ・ 受付時間（電話） 平日8時30分～17時15分
- ・ メールは24時間受付しますが、開庁時間外に受信したものについては、翌開庁日以降の対応となります。
- ・ 宣誓手続きに関するお問い合わせやご相談も、この電話又はメールをご利用ください。

(3) 予約時にお伝えいただきたい内容

※メールの場合は次の(1)～(4)を全てご記入ください。

- (1) 宣誓をされる方のお名前（代表者様お一人のお名前でも結構です。）
- (2) 宣誓手続きをしたい日時（平日8時30分～17時15分）
- (3) 代表者様の日中のご連絡先
- (4) 手続きに関してご不明な点や特に配慮が必要なこと等

(4) 「窓口」で宣誓手続きをする場合

受付場所 白岡市役所 地域振興課（予約時にお伝えします。）
プライバシー保護のため個室等をご用意します。

受付時間 平日 8時30分～17時15分

宣誓

- 
- 予約した日時に、ご指定場所へお越しください。お1人での手続きも可能です。
 - 宣誓に係る書類一式をお持ちください。（3㉟参照）
 - 書類に不備や不足がある場合は、受付ができませんのでご注意ください。

証明書等の交付

- 書類一式を確認の上、証明書等を代表者様に後日、書留郵便で交付します。
1週間程度を要します。窓口での交付をご希望の方はご相談ください。
- 双方または一方が転入を予定している場合は、9㉟をご覧ください。

(5) 「郵送」で宣誓手続きをする場合

送付先 〒 349-0292 白岡市千駄野 432 番地
白岡市役所 地域振興課 人権担当あて（親展と記入ください）

宣誓

- 
- ご予約は不要です。
 - 必要書類一式（本人確認書類はお二人分のコピー）を上記住所へ郵送してください。
 - 書類に不備や不足がある場合は、受付ができませんのでご注意ください。

証明書等の交付

- 書類一式を確認の上、証明書等を代表者様に後日、書留郵便で交付します。
1週間程度を要します。窓口での交付をご希望の場合はご相談ください。
- 双方または一方が転入を予定している場合は、9㉟をご覧ください。

(6) 白岡市へ転入予定の場合

宣誓の時点で、双方又は一方が白岡市に転入を予定されている場合は、お二人それぞれに「パートナーシップ宣誓受付票」を、後日書留郵便で交付します。窓口で受付票の受け取りをご希望の方はご相談ください。

宣誓手続きをした日から1か月以内に転入し、「パートナーシップ宣誓受付票」及び、白岡市に転入したことがわかる「住民票」を添えて提出してください。

双方が転入予定の場合は、お二人とも転入した後にご提出ください。

書類一式の確認ができましたら、証明書類を書留郵便で交付します。

転入前

- 宣誓を行う前までのお手続きは、7㉟と同じです。
- 宣誓手続き後、「パートナーシップ宣誓受付票」を後日書留郵便で交付します。
- この「パートナーシップ宣誓受付票」の有効期限は1か月です。1か月を過ぎた場合は宣誓届出が無効になり、改めてお手続きが必要になりますのでご注意ください。

1か月以内に白岡市に転入（白岡市に転入届を提出してください。）

転入後（住民票等の提出）

- 転入したことを7㉟の連絡先にお知らせください。
- 「パートナーシップ宣誓受付票」及び「住民票」「本人確認書類のコピー」を8㉟の住所へ郵送してください。（本人確認書類は新住所未記載の場合は、旧住所のもので結構です。）
- 書類に不備や不足がある場合は、受付ができませんのでご注意ください。

証明書等の交付

- 書類一式を確認の上、証明書等を書留郵便で交付します。
1週間程度を要します。窓口での交付をご希望の場合はご相談ください。

(7) 通称の使用を希望される場合

戸籍上の氏名と併せて、通称（氏名以外の呼称で、社会生活上通用しているもの）を使用することができます。ご希望の場合は「パートナーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ宣誓証明カード」に記載します。詳しくは、5㉟⑥をご覧ください。

(8) 証明書等の交付（お渡し）方法について

- 証明書等の様式は11号のとおりです。
- 届出の方法を問わず、宣誓証明書はお二人で1通、宣誓証明カードはお一人1枚ずつ、交付します。
- 証明書等は、代表者様のご住所へ郵送（書留郵便）します。窓口にてお受け取りを希望される場合は、下記の方法でお受け取りいただけますのでお申し出ください。その他のご希望がございましたら、担当にご相談ください。

受け取りのご希望		交付（お渡し）方法
郵送（書留郵便）		代表者様に書留郵便（証明書1通、宣誓証明カードお二人分）
窓口	お二人	お二人に窓口交付
	お一人 Aさん又は Bさんのみ	来庁された方（Aさん又はBさん）にお二人分を窓口交付（証明書1通、宣誓証明カードお二人分）

※ 分かりやすくするために、届出をされるお二人をAさん、Bさんとしています。

※ 宣誓されるお二人のご住所以外への郵送や、代理人のお受け取りはできませんのでご了承ください。

(9) パートナーシップ制度自治体間連携協定を締結している自治体に転入・転出する場合

【白岡市へ転入する場合】

- これまで住んでいた自治体（転入元）でパートナーシップ宣誓をしていたことが確認できる書類をご用意ください。必要に応じて、転入元の自治体の担当窓口にご相談ください。
- 7号の案内のとおり、地域振興課あてに届出日を電話予約して来庁、または必要書類を揃えて郵送してください。必要書類は3号を参照してください。
- 提出された書類に不備がなければ、「パートナーシップ宣誓証明書」1枚と「パートナーシップ宣誓証明カード」2枚を交付します。（書類を受理してから証明書等の交付までには1週間程度要します。代表者様に後日、書留郵便で交付します。）

【白岡市から転出する場合】

- 地域振興課窓口にて、パートナーシップ宣誓証明書等を返却してください。
- 「⑧パートナーシップ宣誓等継続届」を記載・提出いただきます。その場で継続届の写しを交付いたします。
- 転出先自治体の担当窓口にて相談の上、指示に従って手続きを進めてください。

5 パートナーシップ宣誓証明書類

「白岡市パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」のデザインは以下のとおりです。

パートナーシップ宣誓証明書（A4サイズ）

様式第3号（第6条関係）

第 号

白岡市パートナーシップ宣誓証明書

様 様

白岡市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、お二人が相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約し、互いを人生のパートナーとすることを 年 月 日に宣誓されたことを証します。

年 月 日

白岡市長 印



パートナーシップ宣誓証明カード

（表面）

第 号

白岡市パートナーシップ宣誓証明カード

様 様

年 月 日生 年 月 日生

白岡市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、お二人が宣誓されたことを証します。

宣誓日 年 月 日

白岡市長 印

（裏面）

この証明カードは、お二人が相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約し、互いを人生のパートナーとすることを宣誓されたことを白岡市が証するものです。

この証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。

戸籍上の氏名 ※通称使用の場合

様 様

年 月 日生 年 月 日生

特記事項

デザインは変更される場合がございますのでご了承ください。

6 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付

証明書及び証明カードの紛失や毀損などの理由により再交付を希望される場合には、再交付します。「パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書」（様式第6号）を提出してください。

7 宣誓事項の変更手続き

宣誓事項に変更があった場合、「パートナーシップ宣誓事項変更届」（様式第7号）に変更内容が確認できる書類を添えて提出してください。

なお、宣誓事項の変更に伴い、証明書等の再交付を希望する場合には、「6 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付」のとおり、再交付申請も併せて手続きしてください。

8 パートナーシップ宣誓証明書の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、双方又は一方が市外へ転出したときは、証明書等を市に返還する必要があります。

「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」（様式第8号）を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を市に返還してください。

※ 各届出様式は、2025以降をご覧ください。

白岡市パートナーシップの宣誓は、**窓口**又は**郵送**で受付しています。

宣誓のお手続きに関してご不明点等がございましたら、7ページに記載の連絡方法でお問い合わせください。

各届出様式は白岡市役所地域振興課の窓口で配布しています。

市ホームページからダウンロードもできます。



9 その他 相談窓口等

パートナーシップ宣誓制度のお手続きについてご不明な点がございましたら、白岡市役所地域振興課人権担当までお問い合わせください。お問い合わせ先及び連絡方法は7ページに記載しています。

その他、セクシュアリティ等に関連するご相談は、以下の窓口にご相談ください。

(1) セクシュアリティ専門相談

にじいろ県民相談（埼玉県LGBTQ県民相談）

県内在住、通学、通勤の方（家族、友人、知人も可）が対象です。
性的指向、性自認に関するどんな内容でも相談できます。

- ◆ 電話番号 0570-022-282
- ◆ L I N E <https://lin.ee/2f90PQMd>
- ◆ 対応日時 毎週土曜日（年末年始を除く）
18：00～22：00（最終受付は21：30）

よりそいホットライン（一般社団法人 社会的包摂サポートセンター）

民間相談窓口 フリーダイヤル
どんな人のどんな悩みにも寄り添って、一緒に解決する方法を探します。

- ◆ 電話番号 0120-279-338 ガイダンスに沿って#4を押してください。
- ◆ F A X 0120-773-776 通話が難しい場合はFAXをご利用ください。
- ◆ 対応日時 24時間年中無休

セクシュアル・マイノリティ電話法律相談（東京弁護士会）

電話相談は無料（通話料はかかります）
LGBTQの法律問題に詳しい弁護士がお受けします。

- ◆ 電話番号 03-3581-5515
- ◆ 対応日時 毎月第2・4木曜日（祝日の場合は翌金曜日）
17：00～19：00

以下はセクシュアリティ専門の相談窓口ではありませんが、様々な相談に応じます。

(2) 性自認を限定しない相談

埼玉県男女共同参画推進センター「With You さいたま」

家族、パートナー、DV、人間関係などの相談ができます。

- ◆ 電話番号 048-600-3800
- ◆ 対応日時 月～水曜日、金・土曜日 9：30～20：30
日曜日、祝・休日 9：30～17：00

※年末年始を除く。

男性のための電話相談

埼玉県に在住、在勤、在学の男性（性自認が男性の場合も含む）が対象です。
男性心理士が対応します。相談内容の限定はありません。

- ◆ 電話番号 048-601-2175
- ◆ 対応日時 毎月第1、3日曜日
11：00～15：00

(3) こころの相談

埼玉県立精神保健福祉センター

精神保健に関する問い合わせ・来所相談ができます。（さいたま市の方は除く）

- ◆ 電話番号 048-723-6811（相談予約へ）
- ◆ 来所相談予約受付時間 月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）
9：00～17：00

埼玉県こころの電話

こころの健康や悩みに関する電話相談ができます。（さいたま市の方は除く）

- ◆ 電話番号 048-723-1447
- ◆ 対応日時 月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）
9：00～17：00

以下はセクシュアリティ専門の相談窓口ではありませんが、様々な相談に応じます。

(4) 子ども・学生・青少年の相談

埼玉県立総合教育センター よい子の電話教育相談

県内の小・中・高校生・青少年（原則18歳まで）に関するいじめ、不登校、学校生活、性格等に関する相談ができます。

- ◆ 電話番号 【子ども用】 #7300 または 0120-86-3192
【保護者用】 048-556-0874
- ◆ メール soudan@spec.ed.jp
- ◆ 対応日時 電話は24時間年中無休
メールの受信確認・返信は平日9:00～17:00

子どもの人権 110番

友だち、いじめ、学校、家のこと、親や先生に話しにくいこと、悩みや不安を相談できます。
最寄りの法務局・地方法務局へ繋がります。大人も利用できます。

- ◆ 電話番号 0120-007-110
- ◆ 対応日時 月～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 8:30～17:15

(5) 職場環境・労働等の相談

埼玉労働局 総合労働相談コーナー

職場でのトラブル、労働問題全般、パワーハラスメント等の相談ができます。

- ◆ 電話相談 048-600-6262
- ◆ 対応日時 月～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 9:00～17:00

埼玉労働局 雇用環境・均等室

職場におけるセクシュアルハラスメント等の相談ができます。

- ◆ 電話番号 048-600-6210
- ◆ 対応日時 月～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 8:30～17:15

春日部総合労働相談コーナー（春日部労働基準監督署内）

職場でのトラブル、労働条件等、あらゆる分野の相談ができます。

- ◆ 電話番号 048-614-9968
- ◆ 対応日時 月～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 9:00～16:30

以下はセクシュアリティ専門の相談窓口ではありませんが、様々な相談に応じます。

(6) 人権擁護委員による人権相談

職場でのハラスメント、学校でのいじめ、近隣トラブル、差別や虐待等、様々な人権に関する不安や悩み事を相談できます。

さいたま地方法務局 久喜支局

さいたま地方法務局久喜支局管内の人権擁護委員がご相談に応じます。

- ◆ 電話番号 0480-21-0215
- ◆ 対応日時 月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）
8：30～17：15

みんなの人権 110番（全国共通人権相談ダイヤル）

最寄りの法務局・地方法務局へ繋がります。
法務局職員又は人権擁護委員がご相談に応じます。

- ◆ 電話番号 0570-003-110 一部のIP電話からはご利用できない場合があります。
- ◆ 対応日時 月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）
8：30～17：15

白岡市 人権擁護相談所

法務大臣から委嘱された市の人権擁護委員がご相談に応じます。
予約は不要です。直接会場にお越しください。
詳細は広報しらおか無料相談ページに掲載しています。

- ◆ 実施日時 毎月10日（土日祝日等の場合は翌平日）
10：00～12：00
- ◆ 相談会場 白岡市役所 会議室
- ◆ 問合せ先 地域振興課 人権担当 0480-92-1111

10 Q&A

Q1 パートナーシップ宣誓制度とは、結婚とどう違うのですか？

A1 結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、白岡市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づき、二人のパートナーシップ関係という事実を市が尊重する制度であり、法的効力が発生するものではありません。

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A2 本制度の導入により、多様な性のあり方についての社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取組が広がっていくことを期待しています。

また、宣誓した二人の関係を対外的に証明することにより、精神的な安心感や生きづらさの軽減につながります。

Q3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

A3 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、合意契約を結ぶ方法などがあります。手続きには費用が発生します。

公正証書について、詳しくは公証役場（春日部公証役場 電話：048-792-0811）にお問い合わせください。

Q4 パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

A4 「継続的な共同生活」とは、お互いに協力し合い、二人の生活において必要な費用を分担し、支え合う生活などです。

Q5 パートナーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりませんか？

A5 制度の利用や証明書の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは自己負担となります。

Q6 宣誓書等の届出書類は、どこで手に入れることができますか？

A6 白岡市ホームページ「パートナーシップ宣誓制度」のページからダウンロードできるほか、白岡市役所地域振興課でもお渡ししています。

Q7 証明書は即日発行されますか？

A7 即日発行はできません。宣誓後、1週間程度お時間をいただき、書留郵便で郵送いたします。地域振興課窓口での交付を希望する場合は、別途ご相談ください。

Q8 パートナーと同居していなくても、宣誓できますか？

A8 婚姻制度における夫婦であっても、世帯を別にしている等、そのあり方は様々です。また、同性のパートナーと同居するための住居を探すことが難しいといった事情等も考慮し、双方が市内に在住（在住予定）し、互いをパートナーとして共同生活をしていれば、同居をしていなくても宣誓していただけます。

Q9 普通養子縁組していますが、宣誓できますか？

A9 宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは、近親者となりますが、パートナーシップ宣誓制度は、法的効力が発生するものではありませんので、宣誓者同士の法的な関係やパートナーシップを築く目的で養子縁組している場合は、宣誓していただけます。

Q10 外国籍の方もパートナーシップ宣誓できますか？

A10 外国籍の方も、市民または市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（発行から3か月以内のもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

Q11 通称は使用できますか？

A11 交付するパートナーシップ宣誓証明書に記載する氏名について、通称と戸籍上の氏名のいずれかを選択できます。また、交付するパートナーシップ宣誓証明カードは、表面に通称、裏面に戸籍上の氏名が記載されたものになります。

通称を使用する場合、「パートナーシップ宣誓書」と「パートナーシップの宣誓に関する確認書」に、戸籍上の氏名と通称をご記入ください。また、その通称を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかな資料）を宣誓時に提示してください。

Q12 平日は仕事があり、二人で来所することは難しいのですが？

A12 相談に応じますので、お問い合わせください。
なお、お一人での届出や郵送での届出もご利用いただけますのでご検討ください。

Q13 白岡市外に転出するときはどうしたらいいですか？

A13 双方又は一方が白岡市外に転出すると宣誓の要件を満たさなくなりますので、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を市に返還してください。

なお、パートナーシップ制度自治体間連携協定を締結している自治体へ転出し、宣誓制度を引続き利用したい場合は、上記のとおり返還していただく際に「パートナーシップ宣誓等継続届」をご提出ください。（詳細は、10頁をご参照ください。）

Q14 パートナーシップの関係を解消した場合は、どうしたらよいですか？

A14 パートナーシップの関係を解消した場合には、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を市に返還してください。

Q15 両親や友人にもカミングアウトしていません。宣誓できますか？

A15 周囲の人にカミングアウトしていなくても、宣誓することができます。プライバシーに配慮し、個室で対応することもできますので、事前にご相談ください。

Q16 有効期限はありますか？ 更新手続きは必要ですか？

A15 有効期限はございませんので、更新手続き要もありません。



11 届出様式

各届出の際は、次ページ以降の届出様式をご利用ください。（コピー可）

目次

- 様式第1号 白岡市パートナーシップ宣誓書・・・・・・・・・・21
- 様式第2号 白岡市パートナーシップの宣誓に関する確認書・・・・・・・・22
- 様式第6号 白岡市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書・・・・・・・・23
- 様式第7号 白岡市パートナーシップ宣誓事項変更届・・・・・・・・・・24
- 様式第8号 白岡市パートナーシップ宣誓証明書等返還届・・・・・・・・・・25
- 様式第9号 パートナーシップ宣誓等継続届・・・・・・・・・・26

様式第1号（第4条関係）

白岡市パートナーシップ宣誓書

年 月 日

（宛先）白岡市長

私たちは、相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約し、互いを人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

（宣誓者） 氏 名 _____
通 称 _____
住 所 _____
生年月日 _____
電話番号 _____

（宣誓者） 氏 名 _____
通 称 _____
住 所 _____
生年月日 _____
電話番号 _____

様式第2号（第4条関係）

白岡市パートナーシップの宣誓に関する確認書

年 月 日

私たちは、白岡市パートナーシップの宣誓に関する要綱第4条の規定によりパートナーシップの宣誓をするに当たり、次のとおり確認します。

フリガナ 氏名	☐	フリガナ 氏名	☐
フリガナ 通称	☐	フリガナ 通称	☐

（通称がある場合は、証明書等に記載を希望する方に「✓」を付してください。）

確認事項	内容（該当項目に「✓」を付してください。）
関係性	双方又は一方が性的少数者であり、相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約し、互いを人生のパートナーとすることを約している。 ☐
年齢	双方が成年に達した者である。 ☐
住所等	次のいずれかに該当する。 ア 双方が市内に住所を有している。☐ イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が1月以内に市内への転入を予定している。 転入予定者：☐ 転入予定日： 年 月 日
配偶者等の有無	ウ 双方が1月以内に市内への転入を予定している。 転入予定者： 転入予定日： 年 月 日 転入予定者： 転入予定日： 年 月 日 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は現に他のパートナーシップにある者がいない。 ☐
近親者等	宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でない（養子縁組による近親者であって、養子縁組をする前は近親者でなかった場合を除く。）。 ☐

☐ 市が住民基本台帳を閲覧することに同意します。氏名

☐ 市が住民基本台帳を閲覧することに同意します。氏名

様式第 6 号（第 7 条関係）

白岡市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書

年 月 日

（宛先）白岡市長

年 月 日付けで交付された証明書等の再交付を受けたいので、白岡市パートナーシップの宣誓に関する要綱第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

1 再交付を希望する書類（該当するものに「✓」を付してください。）

☐ パートナーシップ宣誓証明書

☐ パートナーシップ宣誓カード

2 再交付を希望する理由（いずれかに「✓」を付してください。）

☐ 紛失

☐ 毀損

☐ その他（ ）

（申請者） 氏 名 _____

通 称 _____

住 所 _____

生年月日 _____

電話番号 _____

様式第7号（第8条関係）

白岡市パートナーシップ宣誓事項変更届

年 月 日

(宛先) 白岡市長

白岡市パートナーシップの宣誓に関する要綱第 8 条の規定により、次のとおり変更があったことを届け出ます。

変更があった事項（いずれかに「✓」を付して、変更内容を記載してください。）

□ 住所 変更前

変更後

□ 氏名 変更前

変更後

□ その他 変更内容

(宣誓者) 氏 名

	通称	
--	----	--

住所

生 年 月 日

電話 番 号

☐市が住民基本台帳を閲覧することに同意します

様式第8号（第9条関係）

白岡市パートナーシップ宣誓証明書等返還届

年 月 日

（宛先）白岡市長

白岡市パートナーシップの宣誓に関する要綱第9条の規定により
証明書等を返還します。

返還する理由（いずれかに「✓」を付してください。）

- ☐ パートナーシップの解消
- ☐ 宣誓者の死亡
- ☐ 白岡市からの転出
- ☐ その他宣誓の対象者に該当しなくなったため

（届出者）

氏 名

通 称

住 所

生年月日

電話番号

氏 名

通 称

住 所

生年月日

電話番号

様式第9号（第10条関係）

パートナーシップ宣誓等継続届

年 月 日

（宛先）白岡市長

白岡市がパートナーシップの宣誓に関する制度の連携に関する協定を締結している協定自治体に転出するので、パートナーシップの宣誓を継続するに当たり、次のとおり届け出ます。

併せて、転出先の協定自治体に、この届出書の写しを提供することに同意します。

（届出者） 氏 名 (戸籍上の氏名)
現 住 所
転 出 先 住 所
生 年 月 日

氏 名 (戸籍上の氏名)
現 住 所
転 出 先 住 所
生 年 月 日

電 話 番 号

白岡市 パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

令和6年9月発行

白岡市 市民生活部 地域振興課 人権担当
TEL 0480-92-1111
メール jinken@city.shiraoka.lg.jp

